

お客様各位

【お知らせ】

確認検査について

センターの業務範囲が令和元年 8月 1日から広がります

(センター受付日)

基準法第42条第1項に限りしていた接道要件を解除します

※業務を行う建築物（下記）や行政区域に変更はありません

- ・建築基準法第6条1項四号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅(いわゆる四号)
- ・建築基準法第6条1項二号又は第三号に規定する建築物のうち、構造計算書の添付が免除される一戸建ての住宅
- ・一戸建ての住宅に付属する物置等、ホームエレベーター、及び擁壁
- ・詳細は当センターHPの確認検査業務規程(第13条)をご覧ください。

確認申請手続きの流れ

○申請者により、敷地の所在市町の経由をお願いします。

諫早市：建設部開発支援課 〒854-8601 諫早市東小路町 7-1
TEL0957-22-1500

長与町：建設部土木管理課 〒851-2185 西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1
TEL095-883-1111

時津町：建設部都市計画課 〒852-2198 西彼杵郡時津町浦郷 274-1
TEL095-882-2211

○長崎市の場合は、長崎市指定道路情報案内システムにより道路等の種別の確認をお願いします。

長崎市：まちづくり部建築指導課 〒850-8685 長崎市桜町 2-22
TEL095-822-8888

令和元年7月11日 指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター